首都大学東京・東京都立大学 日本語・日本語教育研究会 規約

(2008年7月19日制定)

(2015年7月18日改定)

(2017年7月15日改定)

首都大学東京・東京都立大学 日本語・日本語教育研究会(以下、研究会)は、2006年に首都大学東京に設置された大学院日本語教育学教室および、東京都立大学人文科学研究科国文学専攻において研究・教育を積み上げてきた日本語学と日本語教育学の関係有志によって設立された。

1. 研究会の目的と性格

- 1-1. 研究会は、日本語学・日本語教育学およびそれに関連する領域での研究・教育に携わる者が、自らの研鑽を発表する場、また、研究・教育上の蓄積や新しい知見に触れる場として発足した。
- 1-2. 研究会にかかわる領域には日本語学・日本語教育学のほか、言語学・言語教育学・教育工学・異文化コミュニケーションなどが含まれる。
- 1-3. 研究会の趣旨に賛同する者は、年会費を納めることにより誰でも会員になることができる。

2. 研究会の組織

2-1. 総会

規約の改正、理事などの役員の選任、予算・決算、活動計画など、研究会の重要事項について審議、決定する。すべての会員が参加でき、原則として年に一度開催される。

2-2. 理事会

研究会の運営全般を統括する。会員の自薦・他薦によって理事候補者を募り、それをもとに理事会が推薦者名簿を作成し、総会において承認を得ることとする。 定数6名、任期2年(承認を得た総会の日から2年後の総会の日まで)、再任可とする。

2-3. 研究委員会

研究大会にかかわる業務全般を担当する。会員の自薦・他薦により、研究委員候補者を募り、それをもとに理事会が推薦者名簿を作成し、総会において承認を得る。 定数4名、任期2年(承認を得た総会の日から2年後の総会の日まで)、再任可とする。

大会開催に関わる研究委員会細則は別に定める。

2-4. 編集委員会

学会誌『日本語研究』の発行にかかわる業務全般を担当する。会員の自薦・他薦により、編集委員候補者を募り、それをもとに理事会が推薦者名簿を作成し、総会において承認を得る。

定数 4 名、任期 2 年 (承認を得た総会の日から 2 年後の総会の日まで)、再任可とする。

学会誌の編集に関わる編集委員会細則は別に定める。

2-5. 広報委員会

会員への連絡(ホームページおよびメールマガジンによる連絡)にかかわる業務を 担当する。会員の自薦・他薦により、編集委員候補者を募り、それをもとに理事会 が推薦者名簿を作成し、総会において承認を得る。

定数若干名、任期2年(承認を得た総会の日から2年後の総会の日まで)、再任可と する。

2-6. 事務局

首都大学東京 大学院人文科学研究科 日本語教育学教室事務室に研究会の事務局を置く。事務局は研究会の運営にかかわる庶務を担当する。理事会が推薦者名簿を作成し、総会において承認を得る。

定数若干名、任期2年(承認を得た総会の日から2年後の総会の日まで)、再任可と する。

2-7. 会計

会費の徴収および管理、予算・決算にかかわる会計業務を担当する。理事会が推薦 者名簿を作成し、総会において承認を得る。

定数1名、任期2年(承認を得た総会の日から2年後の総会の日まで)、再任可とする。

2-8. 監査

研究会の予算および決算を監査する。理事会が推薦者名簿を作成し、総会において 承認を得る。 定数1名、任期2年(承認を得た総会の日から2年後の総会の日まで)、再任可とする。

3. 会員と特典および会費など

3-1. 会員

会員は普通会員、学生会員、賛助会員、会友よりなる。

3-2. 普通会員

普通会員は個人会員であり、以下の特典がある。

総会への参加・研究大会への参加と口頭発表・学会誌への投稿・学会誌の受領・お知らせ(メールマガジン)の受信。

3-3. 学生会員

学生会員は個人会員であり、大学で学ぶ学部生・大学院生・研究生に限られる。学 生会員には普通会員と同じ特典がある。

3-4. 替助会員

賛助会員は研究会の趣旨に賛同し援助を希望する個人または団体の会員であり、普通会員と同じ特典がある。

3-5. 会友

会友は学会誌の受領のみを希望する者で、その他の特典はない。

3-6. 会費

年度会費は以下の通りとする。

普通会員: 4,000 円、学生会員: 2,000 円、賛助会員: 10,000 円、会友: 1,000 円。 年度会費は毎年4月1日から翌年の3月31日の間有効とする。なお既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

3-7. 会員資格の喪失

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- a. 退会したとき
- b. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- c. 除名されたとき

3-8. 退会

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事会に提出しなければな らない。

3-9. 除名

会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により除名することができる。

- a. 研究会の名誉を傷つけ、または研究会の目的に違反する行為があったとき
- b. 会費を3年以上滞納したとき

研究委員会細則 ~研究大会開催規定~

1. 研究大会の目的など

研究大会は会員の研究成果の口頭発表や、外部有識者による学術講演、さらに会員 間の親睦を図る目的で開催される。

2. 研究大会の企画と実施

研究大会の企画と実施については研究委員会が統括し、発表者の選定や講演者への 依頼等を行う。

3. 研究大会日程

毎年7月下旬を目途に開催する。

編集委員会細則 ~学会誌『日本語研究』編集規定~

1. 学会誌の目的など

学会誌『日本語研究』は研究会の目的や領域に合致し、学術的に高度な内容の研究 論文・報告・研究ノートの発表の場となることを主な目的とする。これに加え、編 集委員会の判断により研究会の動向や会員消息等の諸情報を掲載することができる。

- 2. 投稿論文の査読と掲載の決定
 - 2-1. 編集委員会が投稿論文の掲載諾否についての判断を下す。その際、編集委員会が一論文について三名の査読者を指名し、論文掲載の可否および改稿に関する審査を依頼する。非会員に査読を依頼することもできる。
 - 2-2. 投稿論文については、編集委員会が合評会を開催し、査読者三名のうち二名以上が許諾した場合に掲載できるものとする。査読者が合評会に出席できない場合、 書面をもって査読結果を報告することができる。
 - 2-3. 投稿者は自らの論文の査読者になることはできない。また、合評会において同論文の審査に同席できない。
 - 2-4. 編集委員会は査読結果をもとに、投稿論文の掲載の諾否を決定し、投稿者に報

告する。また、編集委員会は投稿者に改稿を求めることができる。

2-5. 改稿が求められた論文については、編集委員会が再度合評会を開催した上で掲載の諾否を決定する。

3. 編集日程

- 3-1. 投稿締め切り:2月中旬
- 3-2. 第一回合評会: 3月下旬
- 3-3. 第二回合評会:4月下旬
- 3-4. 最終原稿の提出:5月中旬まで
- 3-5. 刊行:6月中

4. 投稿規定

4-1. 資格

単著論文等の場合、投稿者は首都大学東京・東京都立大学 日本語・日本語教育研究 会の会員でなければならない。

共著論文等の場合、執筆者全員が投稿資格をもつ会員(普通会員・学生会員・賛助 会員)でなければならない。

4-2. 内容

研究論文、研究ノート、報告、展望レビュー。

研究会の目的と内容に合致していればテーマは自由である。

4-3. 書式

- a. 用紙サイズ: B5
- b. 横書き (縦書きを希望する場合は、事前の相談が必要。)
- c. 指定書式: 1 頁=38字×38行を基準とする。 (必ずボタン「段落」→「行と段落の間 隔」の順で「1.0」を選択すること)
- d. マージン: 上2.5cm 下3.0cm 左2.5cm 右2.5cmを原則とする。
- e. 1ページ目
 - ▷第1行 論文題目と副題 ゴチック体 11ポイント (**太字にしないこと**)
 - ▷空行(1行)をいれる。
 - ▷著者名 明朝体(10.5ポイント、名前と名字の間は一文字のスペースを空ける。 共著の場合は各執筆者の名前の間に「・」をいれる。)

ただし、投稿時には著者名は入れず、最終原稿提出時に挿入すること。

- ▷空行(1行)をいれる。
- ▶本文 小見出しはゴチック体 (10.5pt、**太字にしないこと**)、本文は明朝体 (10.5pt) で「、」「。」を用いて作成する。章と章の間にはそれぞれ1行空 きとする。
- ▷論文題は中央寄せ、執筆者名は右寄せで統一する。
- f. 注は脚注に限り、明朝体(9ポイント、注の行間はツールバーの「ホーム」 \rightarrow 「段落」 \rightarrow 「行間」 \rightarrow 「固定値」 \rightarrow 「OK」)で統一する。
- g. 「参考文献」の四文字はゴチック体(10.5pt、**太字にしないこと**)、個々の文献 は明朝体(10.5pt)。文献情報が二行以上渡る場合は、二行は二字空けで統一す る。
- h. 参考文献と付記の間は1空行をいれる。
- i. 論文の最後に一空行を入れて、氏名の読みと所属(身分)を右寄せで記入する。 名前と名字の間に一文字のスペースを空ける。氏名と所属の間に「・」をいれる。 ただし、投稿時には氏名の読みと所属は入れず、最終原稿提出時に挿入すること。 例:(ひがし たろう・首都大学東京大学院博士後期課程)
- i. 枚数:指定書式で14枚程度(図表含む)。
- k. ページ数を付けること。
- 1. 提出原稿には「行番号」をつけること(ページレイアウト→行番号→連続番号)。
- 4-4. 投稿原稿について
 - a. オフセット印刷につき上記書式を守った完全原稿での提出。
 - b. 電子ファイル2部(Wordファイル、及びPDFファイル)での提出。
 - c. 上記2による編集委員会の審査を経て掲載の諾否を決定する。
 - d. 編集委員会が改稿を求めることがある。
 - e. バックアップについて プリントアウトならびにファイルはコピーして保存しておくこと。
- 4-5. 提出先(電子メールに添付にて提出)

投稿募集のページに記載された首都大学東京・東京都立大学 日本語・日本語教育研究会事務局のメールアドレス宛に Word ファイル、および PDF ファイルの計 2 部を添付して提出すること。

4-6 投稿料について

研究会の運用及び機関誌発行を維持するため、第 33 号より賛助会員から投稿一篇 につき投稿料として 10,000 円を徴収することとする。

5. 『日本語研究』の歴史と通算号数に関する付記

『日本語研究』は、東京都立大学人文科学研究科中本正智先生のゼミの大学院生等の研究発表の場として創刊され、平成19 (2007) 年までに通算27 号が刊行されている。この間、中本先生の御逝去や、大学の組織改変等があったが、ほぼ毎年刊行されてきた。また、日本語学会が2004年に国語学会から現在の名称に変更する際、学会誌である『国語学』の新名称を『日本語の研究』としたのは、既に『日本語研究』や『日本語学』が別の学術雑誌として存在していたためで、この前者は本誌のことである。こうした歴史に鑑み、首都大学東京・東京都立大学日本語・日本語教育研究会発足にあたり、学会誌の名称は『日本語研究』を継続し、号数も創刊以来の号数を継続することとした。

6. 掲載原稿は、第32号より原則として首都大学東京学術情報リポジトリ(みやこ鳥) に登録し、全文公開をする。ただし、執筆者の要望により公開しないことも可能である。 なお、公開は雑誌発行日から1年後とする。

広報委員会細則

- 1. 理事会・研究委員会・編集委員会と連絡を密にしつつ、研究会の会員間の相互連絡と対外的な広報活動を統括する。
- 2. ホームページの開設と管理・編集を行う。
- 3. メールマガジンを編集配信する(季刊、および臨時号)。
- 4. 会員情報の集積と管理を行う。